公表様式

(1) 契約の名称	令和6年度
	駒ノ尾山登山道休憩小屋の新設工事
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び	既存小屋撤去工事一式
数量	新設工事一式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名	産業観光課
称	
(4) 契約の相手方の氏名及び住所(法人	(株)木の里工房 木薫
その他の団体にあっては、その名称、事務	岡山県英田郡西粟倉村長尾 739 - 5
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)	代表取締役 國里哲也
(5) 随意契約を行った理由(令第 167 条	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2
の2の規定及びその規定を採用した理由も	号
明記)	(上記規定を採用した理由)
	本事業は駒ノ尾山登山道の中腹にある東屋
	の更新工事であり、工事の資材搬入に作業
	道の補修が必要となる。また、資材の搬入
	もフォワーダーでの搬入を想定しており、
	これらの現状況から一括した施工能力があ
	るのは村内でも㈱木薫しかいないため、同
	社と契約することが適当であると考えられ
	る。
(6) 契約の相手方とした理由	((5)以外の理由があれば記載すること。)
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手	
方を決定したときは、申請方法及び決定方	
法	
(8) 契約を締結した日	令和6年7月17日
(9) 契約金額	3, 059, 100円
(10) その他村長が必要と認める事項	